

大分県業務改善奨励金 申請要領

個人事業者等向け

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

目次

(はじめに)

	ページ
1-1 支給対象事業者の確認	3
1-2 事業収入の減少の確認	4
1-3 奨励金の支給金額の確認	6

(助成金交付決定報告書の提出)

2-1 助成金交付決定報告期限・方法の確認 (県への報告)	7
2-2 助成金交付決定報告のための必要書類の確認	8

(奨励金支給申請書の提出)

3-1 大分県業務改善奨励金支給申請・請求期限・方法・書類の確認(県への申請)	10
3-2 大分県業務改善奨励金支給申請・請求後の流れ等	11

(以下、必要に応じて参照してください。)

4-1 月間事業収入の特例の算定方法	12
A 新規開業特例	13
B 事業承継特例 (事業承継を受けた事業者)	15
C 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者に関する特例	17

1-1 支給対象事業者の確認

■支給対象事業者

次の（１）から（３）までのいずれの要件も満たす必要があります。

（１）大分県内に事業所があること

（２）令和３年７月から令和４年３月の間のいずれかの月（以下「対象月」という。）の月間事業収入が、平成３１年から令和３年のうちから、任意で選択した年（以下「基準年」という。）同月と比較して、３０％以上減少していること

※月間事業収入の算定については、特例を用いることができる場合があります。

なお、助成金特例コースの交付対象事業者は、中小企業等最低賃金引上げ対策補助金（業務改善助成金特例コース）交付要綱第４条第１項第１号のＡに規定する要件に該当することをもって、対象月の月間事業収入が基準年の同月と比較して、３０％減少しているとみなします

（11 ページ以降参照）

（３）令和３年７月１６日から令和４年３月３１日（特例コースは令和４年１２月２８日）の間に大分労働局に助成金の交付申請を行い、その交付額確定の通知を受けていること

■支給対象外事業者

次の（１）（２）のいずれかに該当する場合は、上記の要件を満たしていても、給付対象外になります。

（１）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（２）政治活動及び宗教活動を目的とする団体

1-2 事業収入の減少の確認

■ 事業収入の減少の算定方法

< 事業収入の考え方 >

- ・「事業収入」は、所得税法第2条第1項37号に規定する「確定申告書 第一表」における「収入金額等」の事業欄に記載されるものと同様の考え方によるものとし、基準年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとします。
ただし、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は白色申告の収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は「収入金額」欄の金額を用いることができます。
- ・P.9の例外2により、市町村民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、基準年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。
- ・青色申告を行っている場合は、基準年の7月から12月、1月から3月のいずれかの月の事業収入は、所得税青色申告決算書（一般用）における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いることとします。
- ・「青色申告を行っている者で、次のいずれか①～③を満たす者」、「白色申告を行っている場合」、「確定申告に所得税の青色申告決算書（農業所得用）の控えを添付した場合」、「住民税の申告書類の控えを用いる場合」については、基準年の月次の事業収入が記載されないことから、基準年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。
 - ①所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
 - ②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合
 - ③合理的な事由により当該書類を提出できないものと知事が認める場合
- ・事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国や地方公共団体から支給された給付金などの額を除きます。
- ・なお、助成金特例コースの交付対象事業者は、中小企業等最低賃金引上げ対策補助金（業務改善助成金特例コース）交付要綱第4条第1項第1号のアに規定する要件に該当することをもって、対象月の月間事業収入が基準年の同月と比較して、30%減少しているとみなしますので、県奨励金報告時に再度、事業収入減少率を算出する必要はありません。

算定例 1) 青色申告の場合

令和元年 (2019年)		令和2年 (2020年)		令和3年 (2021年)		前々年 同月比	前年 同月比
7月	25万円	7月	10万円	7月	15万円	40%減少	50%増加
8月	25万円	8月	20万円	8月	20万円	20%減少	0%減少
9月	25万円	9月	17.5万円	9月	17.5万円	30%減少	0%減少

(考え方)

- ・ 月間事業収入の比較で、事業収入が減少している2019年を「基準年」に選択。
- ・ 基準年の月間収入については、7月と9月で30%以上減少しているため、任意で選択した月を「対象月」とする。

算定例 2) 白色申告の場合

令和元年 (2019年)		令和2年 (2020年)		令和3年 (2021年)		前々年 同月比	前年 同月比
年240万円 月平均20万円	年180万円 月平均15万円	7月	15万円	25%減少	0%減少		
		8月	15万円	25%減少	0%減少		
		9月	14万円	30%減少	6%減少		

(考え方)

- ・ 事業収入の大きかった令和元(2019)年を「基準年」に選択。
- ・ 令和3(2021)年9月のみ令和元(2019)年比で30%以上事業収入が減少しているため、9月を「対象月」とする。

1-3 奨励金の支給金額の確認

■奨励金額の算定方法

奨励金の支給額は、(1)、(2)の方法で算出された額を合算した額になります。なお、算出された額に千円未満の端数がある場合は、(1)、(2)それぞれで切捨てたうえで合算します。

- (1) 業務改善助成金の対象経費支出額から助成金額を減じて得た額と、助成金コース区分ごとに定められた奨励金上限額とを比較して少ない方の額。
- (2) 助成金の申請にあたって、引上げ後の事業場内最低賃金を定める就業規則やこれに準ずるものの改定等や、助成金交付申請手続きなどのために、社会保険労務士等に支払った報酬額。上限額は10万円です。

■奨励金額の算定方法

従業員15名の飲食業の法人が、100万円で教育訓練を実施し、4名の賃金を30円引上げ、その際、就業規則の改正と国の業務改善助成金の申請のため、社会保険労務士に報酬15.4万円(税込)を支払った場合

(1) 国業務改善助成金 $100\text{万円} \times 4/5 = 80\text{万円} > \text{上限額 } 70\text{万円}$
奨励金対象額 $100\text{万円} - 70\text{万円} = 30\text{万円}$
奨励金上限額 $17.5\text{万円} < \text{奨励金対象額 } 30\text{万円}$
奨励金支給額 17.5千円

(2) 社会保険労務士に支払った報酬(免税事業者等でない場合)
報酬額(税抜) 14万円
奨励金上限額 $10\text{万円} < \text{報酬額 } 14\text{万円}$
奨励金支給額 10万円

奨励金支給額 (1) + (2) = 27.5千円

2-1 助成金交付決定報告期限・方法の確認（県への報告）

■助成金交付決定報告期限・方法

●報告期限

令和5年1月31日（火）までに報告してください。

●報告方法

① 大分県庁ホームページからのオンライン報告

特例コース以外の場合

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/syoureikinnkouhuketteihoukokusyo/door>



特例コースの場合

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/syoureikinntokureikettei/door>



<オンライン報告の場合の注意事項>

- ※ データの保存形式は pdf、csv、txt、bmp、gif、jpeg、jpg、png、tif、tiff、xls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx となります。
- ※ ファイルの容量は1ファイルにつき5MB、合計20MBまでとなりますので、容量をオーバーする場合はファイルの圧縮をお願いします。
- ※ スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でも提出いただけますが、文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付をお願いします。

② 郵送による報告

- ・報告書類を次の宛先に1部郵送してください。（期限当日の消印有効）

なお、持参による書類提出は、原則として受け付けていません。

<宛先> 〒870-8501 大分市大手町3-1-1

大分県 商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班

2-2 助成金交付決定報告のための必要書類の確認

■助成金交付決定報告書類の種類（1 / 2）

●申請書類

以下の書類の提出が必要です。（詳細は次ページ以降を参照）

◎ 助成金交付決定報告書（第1号様式） ※オンライン申請の場合は画面に入力

（添付書類）※添付書類は写しで結構です。

①助成金交付決定通知書の写し

②助成金交付申請書及び申請書に添付した国庫補助金所要額調書及び事業実施計画書の写し
（事業実施計画書3（1）イ⑤に記載する引上げ額該当者を任意様式で提出場合はその様式も添付）

③助成金交付申請書に添付した事業活動の状況に関する申出書の写し及び申出書に添付したA欄からC欄の数値を証する書類の写し(特例コースの場合のみ)

④本人確認書類

本人確認書類は、次のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- ・運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
 - ・個人番号カード（オモテ面のみ）
 - ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
 - ・在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面）
 - ・身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳（手帳は全ページ、カードは両面）
- ※いずれの場合も住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、申請を行う月において有効なもので、記載された住所が申請時の住所と同一のものに限る。

上記を保有していない場合は、次のいずれかの写しで代替することができるものとします。

- ・住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- ・住民票及び各種健康保険証の両方

⑤基準年の確定申告書類の写し（特例コースの場合は不要）

- ・確定申告書第一表の控え
- ・（青色申告の場合）所得税青色申告決算書（P1,2）の控え

※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署等で e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付する必要があります。

■助成金交付決定報告書類の種類（2 / 2）

<例外1>

- ・収受日付印又は「受信通知」のいずれも存在しない場合には、次のいずれかの書類等で代替することができます。
 - ア 当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による押印又は署名がなされたもの（様式自由）
 - イ 税務署にて確定申告書類を閲覧し、撮影又はスキャンしたデータ
 - ウ 提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）と収受日付印等のない確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え

<例外2>

- ・基準年とする年に確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、確定申告書類を提出できない場合は、当該年分の住民税（市町村民税・都道府県民税）の申告書類の控え（収受印日付の押印されたもの）で代替することができます。
 - ※収受印日付のない場合の扱いは、確定申告書第一表に収受日付印のない場合の扱いに準じます。
 - ※住民税の申告書類では、月次の事業収入の記載がされていないため、基準年の申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載された額を12で除した額を用います。

⑥対象月（令和3（2021）年7月から令和4年3月のいずれかの月）の売上台帳等の写し

（特例コースの場合は不要）

- ・基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
- ・提出するデータが対象月の事業収入であること、及び対象月の事業収入の合計額が明記されている必要があります。「令和3年●月」と明確に記載するとともに、合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。

⑥助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる契約書等の写し

⑦誓約書（第2号様式） ※オンライン申請の場合は画面に入力

⑧その他知事が必要と認める書類

※月間事業収入の比較算定に特例を用いた場合は、別途添付書類が必要です。

（12ページ以降参照）

※様式が必要な場合は、県庁ホームページからダウンロードしてください。

■奨励金支給申請・請求の期限・方法

●申請・請求期限

令和5年3月15日(水)までに請求してください。

注) 大分労働局に助成金の実績報告を提出し、大分労働局長からの交付額確定の通知を受けなければ、県に助成金交付決定報告書を提出していても、本奨励金の請求はできません。

●申請方法

① 大分県庁ホームページからのオンライン申請

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/syoureikinseikyusyo/door>



<オンライン申請の場合の注意事項>

- ※ データの保存形式はpdf、csv、txt、bmp、gif、jpeg、jpg、png、tif、tiff、xls、xlsx、doc、docx、ppt、pptxとなります。
- ※ ファイルの容量は1ファイルにつき5MB、合計20MBまでとなりますので、容量をオーバーする場合はファイルの圧縮をお願いします。
- ※ スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でも提出いただけますが、文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付をお願いします。

② 郵送による申請

- ・申請書類を次の宛先に1部郵送してください。(申請期限当日の消印有効)

なお、持参による提出は、原則として受け付けていません。

<宛先> 〒870-8501 大分市大手町3-1-1

大分県 商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班

●必要書類

- ①助成金交付決定通知書の写し
- ②助成金実績報告書及び報告書に添付した国庫補助金精算書及び事業実施結果報告の写し
(事業実施結果報告に任意様式の書類(労働者の名簿等)を添付した場合はその様式も添付)
- ③助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる領収書又は請求書の写し
- ④その他知事が必要とする書類

3-2 大分県業務改善奨励金支給申請・請求後の流れ等

■申請後の流れ

- ・申請の内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
- ・不明な点が発生した場合、申請書に記載の連絡先に電話又はEメールで確認させていただきます。
- ・申請内容に不備等が無ければ、速やかに大分県名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。
- ・なお、振り込みとあわせて給付通知は発送しませんので、予めご了承ください。

■不正受給時の対応

- ・提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。
 - ① 既に奨励金が支払われている場合は、返還請求。
 - ② 必要に応じて申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

4-1 月間事業収入の特例の算定方法

通常の月間事業収入の算定方法では、不都合が生じる場合で、A～Cのいずれかに該当する事業者については、特例の算定方法を用いることができます。

通常の申請に必要な書類に加え、それぞれの特例で指定する書類とあわせて申請してください。

<共通必要書類> ※詳細は P.8-9 を参照

●特例の種類

A	新規開業特例 → P.13～参照 平成31年1月から令和3年6月までの間に開業した個人事業者に対する特例
B	事業承継特例 → P.15～参照 令和元年7月以降に事業継承を受けた個人事業者に対する特例
C	主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者に関する特例 → P.17～参照

A 新規開業特例

平成31年（2019）年1月から令和3（2021）年6月までの間に新規開業した事業者は、次の適用条件を満たし、かつ必要書類を提出する場合に限り、新規開業特例の算定式を適用することができます。

●適用条件

開業した年を基準年とした上で、対象月（令和3年7月～令和4年3月のいずれかの月）の月間事業収入が、基準年の月平均の事業収入に比べて30%以上減少していること。

■追加必要書類

① 基準年の確定申告書類

（青色申告の場合）

- ・確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書（P.1,P.2）の控え

（白色申告の場合）

- ・確定申告書第一表の控え

※令和3（2021）年1月から6月までの間に新規開業した事業者の場合は、開業後の各月の（開業月を含む）の売上台帳等

② 対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の売上台帳等

③ 次のいずれかの書類

ア 個人事業の開業・廃業等届出書

- ・開業日が平成31（2019）年1月1日から令和3（2021）年6月30日まで
- ・收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受信日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

イ 個人の事業の開始（休業・廃業・異動）届

- ・開始年月日が平成31（2019）年1月1日から令和3（2021）年6月30日まで
- ・收受日付印等が押印されていること。

ウ 開業日、所在地、代表者、業種、書類発行（又は收受）日が確認できる公的機関が発行（又は收受）した書類

※ウの書類を用いる場合は、給付まで通常よりも時間を要する場合があります。

【例】令和元（2019）年10月に開業 令和3（2021）年9月を対象月とした場合

対象月の月間事業収入：25万円

2019年の事業収入合計：120万円
月平均の事業収入：40万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年										30	40	50
2020年	30	20	30	10	20	15	10	10	20	10	20	30
2021年	20	30	40	10	40	20	30	40	25			

基準年の月平均事業収入 = (30+40+50)万円 ÷ 3ヶ月 = 40万円/月

※開業月は操業日数にかかわらず1か月とみなす

2021年の対象月の事業収入 = 25万円

減少額 40万円 - 25万円 = 15万円

減少率 37.5%で、30%以上減少しているため、支給対象事業者になります

【例】令和2（2020）年9月に開業 令和3（2021）年8月を対象月とした場合

対象月の月間事業収入：15万円

2020年の事業収入合計：100万円
月平均の事業収入：25万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年									20	50	10	20
2021年	30	20	10	50	30	20	30	15	20			

基準年の月平均事業収入 = (20+50+10+20)万円 ÷ 4ヶ月 = 25万円/月

※開業月は操業日数にかかわらず1か月とみなす

2021年の対象月の事業収入 = 15万円、

減少額 25万円 - 15万円 = 10万円

減少率 40.0%で、30%以上減少しているため、支給対象事業者になります

B 事業承継特例（事業承継を受けた事業者）

令和元（2019）年7月以降に事業の承継を受けた事業者は、次の適用条件を満たし、かつ必要書類を提出する場合に限り、事業承継特例の算定式を適用することができます。

●適用条件

事業の承継を受けた者の対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の月間事業収入が、承継前の者の基準年の同月の月間事業収入と比べて30%以上減少していること。

ただし、令和元（2019）年、令和2（2020）年、令和3（2021）年の各年の7月から翌年3月の間のいずれかの月に事業の承継を受けた場合、事業を承継した月の月間事業収入は、承継前の者と事業の承継を受けた者の月間事業収入の合計を用いることができる。

また、令和3（2021）年4月以降に事業の承継を受けた場合、対象月の月間事業収入は、承継前の者の月間事業収入を用いることができる。

なお、令和元（2019）年7月から令和3（2021）年6月までの間に事業の承継を受けた場合は、新規開業特例を選択することもできる。

■追加必要書類

<承継前の者に係るもの>

① 基準年の確定申告書類

- （青色申告の場合） ・ 確定申告書第一表の控え ・ 所得税青色申告決算書（P.1,2）の控え
- （白色申告の場合） ・ 確定申告書第一表の控え

<事業の承継を受けた者に係るもの>

②対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の売上台帳等

③ 次のいずれかの書類

ア 個人事業の開業・廃業等届出書

- ・「開業・廃業等日」欄において開業日が令和元（2019）年7月1日以降であること
- ・「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。
- ・承継した年の前年分の確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。
- ・收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受信日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

イ 開業日、所在地、代表者、業種、書類発行（又は收受）日が確認できる公的機関が発行（又は收受）した書類

④ 死亡による事業承継の場合は、①～③に加え次のいずれかの書類

なお、下記ア～ウについては、收受日付印が押印（e-Tax により申告した場合は、受信日時が印字）されていること。なお、e-Tax による申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

ア 所得税の青色申告承認申請書

- ・「5 相続による事業承継の有無」欄を「有」としていること。
- ・相続開始年月日が申請日以前であること。
- ・被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致すること。

イ 個人事業者の死亡届

- ・死亡年月日が申請日以前であること。
- ・「参考事項」欄の「事業承継の有無」を「有」としていること。
- ・事業承継者の氏名が申請者の氏名と一致していること。

ウ 準確定申告書類の控え

- ・死亡年月日が申請日以前であること。
- ・氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること。

エ 医療機関が発行した死亡を証明する書類

- ・死亡年月日が申請日以前であること。
- ・死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	30	30	20	20	20	20	20	30	30	20	20	20
												
2021年	30	10	10	20	30	20	10	30	20			
 												

例) 令和3（2021）年7月に事業者 X から事業者 Y が事業承継を行った場合の給付額の算定

基準年を令和2（2020）年とする場合

承継前の者の基準年の7月の事業収入 = 20万円

事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入 = 10万円

減少額 20万円 - 10万円 = 10万円

減少率 50.0%で、30%以上減少しているので、支給対象事業者になります。

C 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者に関する特例

雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ている個人事業者は、以下の適用条件を満たし、かつ必要書類を提出する場合に限り、特例の算定式を適用することができます。

●適用条件

次のいずれの要件も満たすこと。

- ① 業務委託契約等収入が、次のア及びイを満たす「主たる収入」であること
 - ア 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分（ウ～ケ）の中で最も大きいこと。
 - イ 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「雑業務」、「雑 その他」及び「給与」の収入よりも大きいものはないこと。
- ② 対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の業務委託契約等収入が、基準年の月平均の業務委託契約等収入と比べて30%以上減少していること。

■追加必要書類

- ① 基準年の確定申告書第一表の控え
 - ② 2021年の対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等
 - ③ 業務委託契約等収入があることを示す書類（ア、イの2つ）
 - ア 契約関係が確認できる書類（i～iiiの中から1種類を選択）
 - i) 業務委託契約書
 - ii) 業務委託契約等契約申立書（様式はP.18参照）
 - iii) 業務委託契約等収入であることが明記されている、支払者の発行した支払調書又は支払の署名がある支払明細書
 - イ 支払を確認できる書類（「通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目及び振込があったことを示す箇所のページ」の写しなど）
 - ④ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
 - ⑤ 2019年1月から2021年7月までの間に開業した場合は、次のいずれかの書類
 - ア 個人事業の開業・廃業等届出書
開業日が2019年1月1日から2021年7月31日まで
 - イ 個人の事業の開始(休業・廃業・異動)届
開始年月日が2019年1月1日から2021年7月31日まで
 - ウ 開業日、所在地、代表者、業種、書類発行（又は收受）日が確認できる公的機関が発行（又は收受）した書類
- ※ウの書類を用いる場合は、給付まで通常よりも時間を要する場合があります。

C 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者に関する特例

年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

(申請者住所)
(申請者氏名)
(申請者連絡先)

(契約者住所)
(契約者の名称又は氏名)
(契約者連絡先)

大分県業務改善奨励金 業務委託契約等契約申立書

〇〇(契約者の名称又は氏名)とその被雇用者ではない〇〇(申請者氏名)は、大分県業務改善奨励金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年から2021年のうちいずれか基準年に該当する年にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立てに偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45条)各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。)を行い、申請した場合は、無資格受給又は不正受給に該当するものとします。

記

- 1 業務委託契約等の内容
- 2 業務委託契約等の期間
- 3 業務委託契約等の報酬等

以上

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。なお、契約者名が法人名又は屋号・雅号の場合、その代表者又は担当者の氏名も付記するものとする。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名を行うものとする。